

○施設の新築の場合の算定例（条例第 22 条～第 25 条）

（1）単一用途施設

例一 250 m²のスーパーマーケットを新築する場合

$$250 \text{ m}^2 > 200 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{設置義務あり}$$

$$250 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2/\text{台} \doteq 16.66 \text{ 台} \rightarrow 16 \text{ 台} \text{ 小数点以下切り捨て}$$

∴設置義務台数は 16 台となります。

（2）混合用途施設

例一 250 m²のスーパーマーケットと 200 m²のパチンコ屋を 1 の施設として新築する場合

$$\text{スーパー} : 250 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2/\text{台} \doteq 16.66 \text{ 台} \rightarrow 16 \text{ 台} \text{ 小数点以下切り捨て}$$

$$\text{パチンコ} : 200 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2/\text{台} = 20 \text{ 台}$$

$$\text{合計} : 16 \text{ 台} + 20 \text{ 台} = 36 \text{ 台}$$

※小数点以下の端数が生じた場合は、用途ごとに切り捨てになります。

$$36 \text{ 台} > 20 \text{ 台} \Rightarrow \text{設置義務あり}$$

∴設置義務台数は 36 台となります。

（3）大規模施設

例一 7,000 m²の百貨店を新築する場合

$$7,000 \text{ m}^2 > 200 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{設置義務あり}$$

$$5,000 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2/\text{台} \doteq 333.33 \text{ 台} \rightarrow 333 \text{ 台} \text{ 小数点以下切り捨て}$$

$$(7,000 \text{ m}^2 - 5,000 \text{ m}^2) \div 15 \text{ m}^2/\text{台} \times 1/2 \doteq 66.66 \rightarrow 66 \text{ 台} \text{ 小数点以下切り捨て}$$

$$333 \text{ 台} + 66 \text{ 台} = 399 \text{ 台}$$

※小数点以下の端数が生じた場合は、5,000 m²までの計算で小数点以下切り捨て、別計算の 5,000 m²以上の部分の計算で小数点以下切り捨て、その合計数を設置義務台数とします。

∴設置義務台数は 399 台となります。

○施設の増築の場合の算定例（条例第 26 条、付則（平成 25 年 3 月 15 日条例第 26 号）第 2 項）

（1）単一用途施設の増築で、増築後に設置義務対象面積となる場合（条例第 26 条第 1 号）

例一 150 m²のスーパーマーケットを 100 m²増築し、250 m²とする場合

① 既存施設が指定区域として定められる前に建築されていた場合

既存施設 150 m²のスーパーマーケットは指定区域外（建築時）につき、面積算定から除くため設置義務対象外。

増築部分の 100 m²について設置義務対象であるかを判断すると、

$$100 \text{ m}^2 < 200 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{設置義務なし}$$

∴設置義務なし。

② 既存施設が指定区域として定められた後に建築されていた場合

$$250 \text{ m}^2 > 200 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{設置義務あり}$$

$$250 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2/\text{台} \doteq 16.66 \text{ 台} \rightarrow 16 \text{ 台} \text{ 小数点以下切り捨て}$$

∴設置義務台数は、16 台となります。

(2) 単一用途施設の増築で、既存施設がすでに設置義務対象である場合（条例第 26 条第 1 号）

例一 300 m²のスーパーマーケットを 100 m²増築し、400 m²とする場合

$$400 \text{ m}^2 > 200 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{設置義務あり}$$

$$400 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2/\text{台} \doteq 26.66 \text{ 台} \rightarrow 26 \text{ 台} \text{ 小数点以下切り捨て}$$

∴設置義務台数は、26 台となります。

この場合、すでに設置されている規模を除いて、不足台数の整備が必要となります。

(3) 増築後の施設が混合用途施設となる場合（条例第 26 条第 2 号）

例一 300 m²のドラッグストアに 250 m²の学習塾を増築する場合

(ドラッグストア)

$$300 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2/\text{台} = 20 \text{ 台}$$

(学習塾)

$$250 \text{ m}^2 \div 15 \text{ m}^2/\text{台} \doteq 16.66 \text{ 台} \rightarrow 16 \text{ 台} \text{ 小数点以下切り捨て}$$

$$20 \text{ 台} + 16 \text{ 台} = 36 \text{ 台}$$

$$36 \text{ 台} > 20 \text{ 台} \Rightarrow \text{設置義務あり}$$

∴設置義務台数は、36 台となります。

ドラッグストアが設置義務対象であった場合には、すでに設置されている規模を除いて、不足台数の整備が必要となります。